

重層的支援体制整備事業について

参考資料5

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	○「重層的支援会議(PF)」、「支援会議(ケース会議)」の開催 ○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る

○市町村において「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定